

議

長 休憩を解いて再開します。

(16時48分)

休憩中に総務文教常任委員会委員長より、議案第1号普通財産の貸付について(総務文教常任委員会報告書)の提出がありましたので、この議案を日程に追加して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議案第1号普通財産の貸付について(総務文教常任委員会報告)を追加日程第1として追加してください。事務局は議案を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議

長 追加日程第1「議案第1号普通財産の貸付について(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長

それでは、委員会報告書を朗読させていただきます。

令和3年2月9日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、2月9日に役場4階大会議室において、委員6名全員出席のもとに委員会を開催し、令和3年第1回議会臨時会において付託された「議案第1号普通財産の貸付について」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと、普通財産の貸付について、事業計画書、事業計画書概要書、収支計画書、質問回答書等の説明を受け、事業者側のコンセプト、セキュリティー、事業実施体

制、各階利用計画、町としての使用料の考え方等質疑を行って詳細に審査しました。

審査の結果、地域の活性化及び旧寄中学校の施設の利活用を推進する上で必要な議案であると判断をしました。以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第1号普通財産の貸付についてに対する委員長の報告は可決です。議案第1号普通財産の貸付については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長することに決定いたしました。引き続き審議をお願いいたします。